



2022年10月24日

各 位

上場会社名 株式会社 地域新聞社
代表者名 代表取締役社長 山田 旬
(コード 2164)
問合せ先 取締役管理本部本部長
松川 真士
(TEL. 047-485-1107)

ノンコミットメント型ライツ・オファリングに関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、ノンコミットメント型ライツ・オファリングの実施について決議し、あわせて上記について本年11月24日開催予定の第38期定時株主総会（以下「本株主総会」といいます。）に付議することを決議いたしましたのでお知らせいたします。

本日決議いたしました「ノンコミットメント型ライツ・オファリング」（以下「本ファイナンス」といいます。）を、本ファイナンスにより発行される当社第5回新株予約権を、以下「本新株予約権」といいます。）を決議した趣旨及び調達資金がもたらす効果については以下のとおりです。資金調達の具体的な目的及び資金使途の詳細は、下記I.2.「本ファイナンスの目的等」及び、I.4.「調達する資金の額、使途及び支出予定時期」をそれぞれご参照ください。

なお、本ファイナンスは、2022年11月24日開催予定の本株主総会における発行可能株式総数の増加についての定款一部変更に係る議案の承認を条件としております。定款一部変更の詳細については、本日公表の「定款の一部変更に関するお知らせ」をご参照ください。

また、本日付で当社は「当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）の導入について」（以下「本買収防衛策プレス」といいます。）を開示しております。本ファイナンスの実施と同時に買収防衛策を導入することの合理性・妥当性に関する当社の考えについては本買収防衛策プレス6頁以下の「Ⅲ. 本プランの目的及び内容 1. 本プランの目的」に記載しておりますので、併せてご参照ください。

また、本ファイナンスに関し、「ノンコミットメント型ライツ・オファリングに関するQ&A」を開示しております。本書とあわせてご確認ください。

本ファイナンスは、下記「その他 ① 株主総会について」に記載のとおり、2022年11月24日開催予定の本株主総会における本ファイナンスに係る議案の承認を条件とし、2023年4月11日に本新株予約権の無償割当ての効力が発生します。

■ノンコミットメント型ライツ・オフアリングについて

① ノンコミットメント型ライツ・オフアリングについて

ライツ・オフアリングとは、新株予約権を一定の日における発行会社以外の全ての株主に対し、その保有する発行会社株式の数に応じて無償で割り当て、当該新株予約権の行使に際して払い込まれる資金（行使価額）を調達する手法です。

この資金調達手法は、既存株主に平等な投資機会を提供することが可能です。既存株主は割り当てられた新株予約権を行使することによって、行使価額で株式を取得することができます。一方、割り当てられた新株予約権は株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）に上場されるため、行使を望まない株主は市場で新株予約権を売却することも可能です。ライツ・オフアリングは、その他のエクイティ・ファイナンスと比較して、「株式増加に伴う希薄化の影響という視点では、既存株主に対して平等な選択機会が提供できること」及び「時価総額に対する調達規模（割合）という観点からは比較的大規模な資金の調達が可能であること」の2点において、当社及び当社株主の双方にとって有力な資金調達手法であると考えております。

ライツ・オフアリングには、権利行使期間内に株主又は一般投資家が行使しなかった新株予約権は消滅するノンコミットメント型ライツ・オフアリングと株主又は一般投資家が行使しなかった新株予約権を証券会社が引き受けて行使するコミットメント型ライツ・オフアリング（一部コミットメント型ライツ・オフアリングを含みます。）があり、本ファイナンスはノンコミットメント型ライツ・オフアリングとなります。コミットメント型ライツ・オフアリングには、優れている側面もある一方、未行使新株予約権を証券会社が引き受けるという設計上、発行会社の裁量に加え、引受証券会社の引受けリスクに配慮したディスカウントが反映された設計となることが想定されます。そのため一般的に行使価額のディスカウント率が高くなる傾向があり、既存株式の経済的価値を大きく毀損する可能性もあると考え、ノンコミットメント型を選択いたしました。

② 本ファイナンスの行使価額について

ライツ・オフアリングは、すべての株主に等しく無償で新株予約権が割り当てられること、会社法上の有利発行規制の制約がかからないことから、国内におけるこれまでの事例では、新株予約権の行使を促すインセンティブ効果が見込める水準まで行使価額を大きくディスカウントすることが一般的です。

本ファイナンスにおいては、本新株予約権の行使価額は、本ファイナンスの発行決議日の前営業日の終値（なお、「終値」とは、一定の日における東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値をいいます。以下同じです。）（以下「発行決議日前日株価」といいます。）と同額としますが、2023年4月3日における終値（終値がない場合は、その翌営業日の終値。）（以下「条件決定日株価」といいます。）に0.9を乗じた額（小数点以下は切下げ。以下同じです。）（以下「条件決定日基準価額」といいます。）が、発行決議日前日株価を下回った場合（402円未満となる場合）には、条件決定日基準価額とすることとしております。

本ファイナンスにおいては、下記「その他 ① 株主総会について」に記載のとおり、2022年11月24日開催予定の当社定時株主総会における本ファイナンスに係る議案の承認を条件とし、2023年4月3日を条件決定日、2023年4月11日を本新株予約権の無償割当ての効力発生日としています。ライツ・オフアリングにおいては、新株予約権の無償割当てを受けた株主（特に多数の新株予約権の割当てを受けることとなる大株主）が、当該新株予約権の行使に必要な資金を確保するため、当該新

株予約権の無償割当ての効力発生日以降、自らが保有する普通株式を市場において売却した上で、これにより得た資金を払い込んで当該新株予約権を行使するという投資行動を取る場合があることが一般に想定されるところ、当社の筆頭株主である株式会社エンジェル・トーチ（代表者：代表取締役社長 細谷佳津年 所在地：東京都千代田区内幸町二丁目2番3号 日比谷国際ビル5階）（以下「エンジェル・トーチ社」といいます。）は、2022年8月の創業株主からの当社株式の取得に伴うロックアップの合意に基づき、2022年8月25日から2023年2月28日までの間（以下「ロックアップ期間」といいます。）、保有する当社株式の第三者への売却等を行うことができないため、本新株予約権の行使期間とロックアップ期間が重なるスケジュールを選択した場合には、筆頭株主による本新株予約権の行使の蓋然性に悪影響が生じるおそれがあること等を総合的に勘案し、本新株予約権無償割当ての効力発生日をロックアップ期間経過後に設定することと致しました。そして、条件決定日を設定（条件決定日を設定する理由については後述）するにあたっては、四半期決算公表後、当該公表による株価への影響が織り込まれた時点の株価を基準とすることが適当であると判断しました。以上を踏まえ、当社は、ロックアップ期間経過後最初に公表される四半期決算である2023年8月期第2四半期決算短信の公表日（2023年3月31日（予定））の翌営業日である2023年4月3日を条件決定日とし、その後の2023年4月11日を本新株予約権無償割当ての効力発生日と致しました。なお、臨時株主総会の開催に要する多額の費用と手続き上の負担を考慮し、本ファイナンスに係る株主の承認は、2022年11月24日開催予定の定時株主総会において取得することとしております。

このように、発行決議日（2022年10月24日）から本新株予約権無償割当ての効力発生日（2023年4月11日）まで一定の時間的間隔が空くため、その間に、不測の事態が発生すること等により、当社の事業環境に重要な変更が生じたり、事業の継続に重要な悪影響が生じたり等した場合には、本ファイナンスを予定どおり実行できず、または、当社が想定する資金調達を実現できない可能性があります。この点、本新株予約権の行使価額を発行決議日前日株価と同額とした場合、発行決議日以降本新株予約権無償割当ての効力発生日までの株価動向によっては、本新株予約権の行使価額が時価を上回った状態で本新株予約権が発行されることとなる可能性があり、このような場合においては本新株予約権の行使が期待できなくなります。そのため、本新株予約権の行使の蓋然性をできる限り維持する観点から、本新株予約権無償割当ての効力発生日（2023年4月11日）に近接した時点条件決定日とし、条件決定日株価に0.9を乗じた額（条件決定日基準価額）が発行決議日前日株価を下回った場合には、本新株予約権の行使価額は、条件決定日基準価額とすることといたしました。

このように、本新株予約権の行使価額は、原則として発行決議日前日株価と同額であり、この場合には発行決議日の前営業日の終値からのディスカウントはなく、また、条件決定日基準価額が発行決議日前日株価を下回ったことにより、本新株予約権の行使価額が条件決定日基準価額となる場合であっても、本新株予約権の行使価額は、条件決定日の終値からのディスカウント率は10%であり、一般的なライツ・オファリング（過去の日本におけるライツ・オファリング実施例32件のうち、14件がディスカウント率50%以上）と比べるとディスカウント率が低く設定されています。そのため、新株予約権の行使価額のディスカウントに伴って設計論理上織り込まれる株価下落の影響（即ち株式数の増加の影響などまで含むものではありません）は限定的といえ、既存株主の皆様においては株価下落のリスクの下、新株予約権の行使を事実上強制する要素に過度にとらわれることなく、新株予約権の行使又は売却のいずれかの判断の選択が可能となるものと考えています。

なお、前述のとおり、本新株予約権の行使価額は、原則として発行決議日前日株価と同額としつつ、発行決議日（2022年10月24日）以降本新株予約権の無償割当ての効力発生日（2023年4月11日）

までの株価動向により、本新株予約権の行使価額が時価を上回った状態で本新株予約権が発行されることで本新株予約権の行使が期待できなくなる事態を回避し、本新株予約権の行使の蓋然性をできる限り維持する観点から、条件決定日株価も考慮して本新株予約権の行使価額を決定することとしたものであることから、条件決定日から本新株予約権の発行及び行使までの株価変動の可能性を考慮し、本新株予約権の行使の蓋然性を可能な限り維持するために合理的に必要と考える水準として、条件決定日基準価額は条件決定日株価に0.9を乗じた額としております。権利行使期間中において、発行決議日前日株価及び条件決定日基準価額のいずれよりも低く株価が推移した場合、また行使価額、行使比率によっては、当初想定した金額の資金調達が困難となる場合があります。

■その他

① 株主総会について

本ファイナンス、すなわち新株予約権の無償割当ての実施は、会社法上、取締役会による決議事項とされており、株主総会の承認を得ることは要請されておりませんが、本ファイナンスにおいては、

(i) 本新株予約権の行使にあたり当社株主からの資金拠出が必要になること

(ii) 東京証券取引所の有価証券上場規程第304条第1項において、新株予約権証券の上場について、株主総会決議等による株主の意思確認等の増資の合理性に係る評価手続きが求められていること

などの理由から、当社はより充実した情報提供とそれに基づく株主の承認を経ることが必要であると考え、本株主総会において、本ファイナンスの実施に関して、当該株主総会にご出席（書面投票を含みます。）された株主の過半数の承認を得ることを条件として、本ファイナンスを実施することといたしました。

本ファイナンスでは、本新株予約権の行使価額を原則として発行決議日前日株価と同額としますが、条件決定日基準価額が発行決議日前日株価を下回った場合（402円未満となる場合）には条件決定日基準価額とすることとされており。そのため、2022年11月24日開催予定の本株主総会で株主の皆様から承認を得る際には、本新株予約権の具体的な行使価額は確定していませんが、その決定方法は本日開催の取締役会において決議済みであり、事後的に変更されることはありません。なお、本株主総会に係る各議案については、株主に対して別途送付される「第38期定時株主総会招集ご通知」にてお知らせいたします。

② 第4回新株予約権の第三者割当によるファイナンスについて

当社は、2021年4月19日に「第三者割当により発行される新株式及び第4回新株予約権の発行並びにコミットメント条項付き第三者割当契約の締結に関するお知らせ」で公表したとおり、総額約5億円の資金調達を目的とし、2021年5月6日を割当日として、マイルストーン・キャピタル・マネジメント株式会社を割当先とする第三者割当による第4回新株予約権の発行（以下「第4回新株予約権第三者割当ファイナンス」といいます。）を行いました。2022年10月21日時点において、行使された第4回新株予約権は、1,650個（165,000株）であり、これにより約0.76億円の資金を調達し、全額を当初の予定通り財務基盤強化のための短期借入金及び長期借入金の返済資金に充当済みです（詳細については、下記14. (2)「最近3年間のエクイティ・ファイナンスの状況」をご参照ください。）。2022年10月21日時点で未行使の第4回新株予約権は4,720個（472,000株）となっております。

第4回新株予約権第三者割当ファイナンスについては、本中期経営計画等（以下で定義します。）での中長期成長シナリオの達成に向けて引き続き資金が必要となること、新株予約権の行使期間は2021年5月6日から2023年5月5日であり、今後6か月以上の期間が残され、今後の株価動向によっては更なる行使の可能性もあることから、第4回新株予約権の取得及び消却は行わず、本ファイナンスと並行して調達を継続する予定です。

現在の株価水準は、第4回新株予約権の行使価額（2021年11月26日付で行使価額は785円から下限行使価額である524円に修正されております。）を下回っておりますが、今後当社の株価が当該行使価額を上回る水準となり、未行使の第4回新株予約権が行使された場合には、当該調達資金を引き続き財務基盤強化のための短期借入金及び長期借入金の返済資金、既存事業の人員体制強化及び新規事業開発資金並びに運転資金に充当する予定です。

なお、第4回新株予約権には行使価額調整条項が付されているため（第4回新株予約権発行要項第11項）、本ファイナンスの実施に伴い、第4回新株予約権の行使価額が調整される可能性があります。なお、第4回新株予約権の行使価額調整条項については、2021年4月19日公表の「第三者割当により発行される新株式及び第4回新株予約権の発行並びにコミットメント条項付き第三者割当契約の締結に関するお知らせ」の「株式会社地域新聞社第4回新株予約権発行要項」をご参照ください。

本ファイナンスにおいては、本新株予約権が東京証券取引所に上場される予定であることから、割当てを受けた本新株予約権の行使を希望しない株主は、本新株予約権を市場等で売却する機会を得ることとなります。一方で、一定の期日までに本新株予約権の行使も売却も行わずに保有を継続された本新株予約権は、行使期間の満了により失権（消滅）し、以後その行使又は売却のいずれも行うことができなくなります。

本新株予約権の割当て後は、

- (i) 本新株予約権を行使して普通株式を取得する
- (ii) 本新株予約権を市場等で売却する

のいずれかを選択していただきたいと考えております。

株主の皆様におかれましては、本書並びに本日公表の「ノンコミットメント型ライツ・オフアリングに関するQ&A」をご参照いただき、本ファイナンスの内容について十分にご理解いただいた上で、本新株予約権に係るご判断をいただきますよう、お願い申し上げます。

《本件専用お問合せ窓口》

**地域新聞社
ライツ・オフアリング 問合わせ係**

**047-485-1107
10月24日（月）～6月9日（金）
但し土・日・祝日を除く平日9:00～17:00**

I. 本ファイナンスについて

1. 本ファイナンスの概要

(1) 無償割当ての方法

2023年4月10日を株主確定日とし、当該株主確定日の最終の株主名簿に記載又は記録された当社以外の株主に対し、その有する当社普通株式1株につき1個の割合で、株式会社地域新聞社第5回新株予約権（本新株予約権）を会社法第277条に規定される新株予約権無償割当ての方法により割り当てます。なお、本新株予約権の行使価額は、発行決議日前日株価と同額としておりますが、条件決定日基準価額が、発行決議日前日株価（402円）を下回った場合には、条件決定日基準価額といたします。

(2) 新株予約権の内容等

新株予約権の名称	株式会社地域新聞社 第5回新株予約権
本新株予約権の割当ての方法	会社法第277条に規定される新株予約権無償割当ての方法により、2023年4月10日（以下「株主確定日」という。）における当社の最終の株主名簿に記載又は記録された当社以外の株主に対し、その有する当社普通株式1株につき本新株予約権1個の割合で、本新株予約権を割り当てる（以下「本新株予約権無償割当て」という。）。
本新株予約権の総数	2,072,033個 ※株主確定日における当社普通株式の発行済株式総数から同日において当社が保有する当社普通株式の数を控除した数である。 上記の数は、2022年10月21日現在の当社の発行済株式総数（当社が保有する当社普通株式の数を除く。）を基準として算出した見込みの数であり、外国居住株主に対する発行数を含んでいる。 本新株予約権無償割当てに係る株主確定日までに当社の発行済みの新株予約権が行使されたこと等により、本新株予約権無償割当てに係る株主確定日時点の当社の発行済株式総数（当社が保有する当社普通株式を除く。）が増加した場合には、本新株予約権無償割当てにより発行される本新株予約権の総数は増加する。
本新株予約権の割当てによる潜在株式数	2,072,033株 ※本新株予約権無償割当てによる潜在株式以外の潜在株式数は2022年10月21日時点で472,000株であり、これは全て2021年5月6日にマイルストーン・キャピタル・マネジメント株式会社を割当先として発行した第4回新株予約権に係る潜在株式数です。
本新株予約権無償割当ての効力発生日	2023年4月11日
本新株予約権の目的となる株式の種類及び数	本新株予約権1個あたりの目的となる株式の種類及び数は、当社普通株式1株とする。 ※本新株予約権無償割当てに係る株主確定日までに当社の発行済みの新株予約権が行使されたこと等により、本新株予約権無償割当てに係る株主確定日現在の当社の発行済株式総数（当社が

	保有する当社普通株式を除く。)が増加した場合には、本新株予約権の無償割当てにより発行される本新株予約権の総数及び当該新株予約権の目的となる株式の総数は増加する。
本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	各本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額（以下「行使価額」という。）は、本新株予約権 1 個あたり 402 円、本新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式 1 株あたりの財産の価額は 402 円（発行決議日の前営業日の終値と同額）とする。 但し、2023 年 4 月 3 日における終値（終値がない場合は、その翌営業日の終値）に 0.9 を乗じた額（小数点以下は切り下げ）が、402 円未満となる場合には、当該金額とする。
本新株予約権の行使期間	2023 年 4 月 11 日から 2023 年 6 月 9 日まで
本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項	①本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第 17 条第 1 項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とし、計算の結果 1 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。 ②本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記①に定める資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
本新株予約権の譲渡制限	譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要しない。
本新株予約権の行使の条件	各本新株予約権の一部行使はできないものとする。
本新株予約権の取得事由	本新株予約権の取得事由は定めない。
社債、株式等の振替に関する法律の適用	本新株予約権は、その全部について社債、株式等の振替に関する法律（平成 13 年法律第 75 号。その後の改正を含む。以下「社債等振替法」という。）第 163 条の定めに従い社債等振替法の規定の適用を受けることとする旨を定めた新株予約権であり、社債等振替法第 164 条第 2 項に定める場合を除き、新株予約権証券を発行することができない。また、本新株予約権の取扱いについては、振替機関の定める株式等の振替に関する業務規程その他の規則に従う。
本新株予約権の行使請求の方法	①本新株予約権を行使しようとする本新株予約権者は、直近上位機関（当該本新株予約権者が本新株予約権の振替を行うための口座の開設を受けた振替機関又は口座管理機関をいう。以下同じ。）に対して、本新株予約権の行使を行う旨の申し出及び払込金の支払いを行う。 ②直近上位機関に対し、本新株予約権の行使を行う旨を申し出た者は、その後これを撤回することができない。 ③本新株予約権の行使請求の効力は、行使請求に要する事項の通知が行使請求受付場所に到達し、かつ、当該本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額が払込取扱場所の当社の指定する口座に入金された日に発生する。
外国居住株主による本新株予	①米国居住株主は、本新株予約権を行使することができない。

約権の行使について	<p>なお、「米国居住株主」とは、1933年米国証券法(U.S. Securities Act of 1933) ルール 800 に定義する「U.S. holder」を意味する。</p> <p>②当社は、本新株予約権の募集について、日本国以外の法域において登録又は届出を行っておらず、またその予定もない。</p> <p>外国居住株主については、それぞれに適用される証券法その他の法令により、本新株予約権の行使又は転売が制限されることがあるため、外国居住株主(当該株主に適用ある外国の法令により、上記の制限を受けない機関投資家等を除きます。)は、かかる点につき注意を要する。</p>
振替機関	株式会社証券保管振替機構
その他	<p>①上記の各項目については、本株主総会における新株予約権無償割当てに係る議案の承認決議及び金融商品取引法による本新株予約権無償割当てに係る届出の効力発生を条件とする。</p> <p>②当社は、本新株予約権の行使を受けた場合、その目的たる当社普通株式を新規に発行した上で交付する。</p> <p>③本書及び2022年10月24日付で関東財務局長宛提出の有価証券届出書(その後の訂正を含みます。)(URL：http://disclosure.edinet-fsa.go.jp/)を熟読した上で、株主又は投資家自身の責任において投資判断を行うこと。</p> <p>④各項目に定めるものの他、本新株予約権の発行に関し、必要な事項の決定は代表取締役社長に一任する。</p>

2. 本ファイナンスの目的等

(1) 資金調達目的及び理由

当社は「人の役に立つ」を経営理念とし、働く人たち、地域社会及び国家の役に立つことを目標に掲げております。具体的には、「地域の人と人をつなぎ、あたたかい地域社会を創る」ことをブランドミッションとし、事業活動を行なっております。

当社の属するフリーペーパー・フリーマガジン市場は、新型コロナウイルス感染拡大、WEBやSNSを始めとする広告媒体の多様化による顧客の獲得や価格競争の激化等の影響により、依然として厳しい経営環境が続いておりますが、このような環境下でも、当社の基盤事業である新聞等発行事業は、千葉・埼玉・茨城の首都圏3県において毎週約201万部を発行(2022年8月末現在)しており、かかる事業基盤は当社の堅実かつ強固な営業資産を構築しております。また、折込チラシ配布事業についても、独自の配布網を持ち高い配布率を維持していることから折込チラシ配布の需要も底堅く、地域への貢献を通じた当社の事業は、根強く受け入れられているものと自負しております。

また、当社は2020年8月期から2期連続となる営業損失及び当期純損失を計上したこと等により、継続企業の前提に関する重要な不確実性は認められないものの、継続企業の前提に関する重要な疑義を生じさせるような状況が存在しておりましたが、2022年8月期において、新聞等発行事業と折込チラシ配布事業を軸としながら、ヒューマンリソース事業で商材を充実させることによって売上高が回復したほか、「ちいき新聞」の印刷用紙の変更を主とした経費の適正管理により営業利益及び当期純利益を計上し、また、新株予約権の行使により資本増強を行うことができたため、かか

る状況を総合的に判断し、継続企業の前提に関する重要な疑義を生じさせるような状況は解消したと判断しております（なお、現時点では監査法人の監査は未了であり、監査済みの財務諸表は2022年8月期有価証券報告書に添付されます。）。

しかしながら、新型コロナウイルスの感染拡大の影響や競争環境の激化といった要因により、当社のコア事業である新聞等発行事業及び折込チラシ配布事業を取り巻く経営環境は非常に厳しく、かかる状況は依然として継続することが予想されます。

当社は、新型コロナウイルスの感染拡大以降の状況を受けて、2021年10月13日付で「2022年8月期～2024年8月期 中期経営計画（新規）」（以下「本中期経営計画」といいます。）を公表するとともに、本中期経営計画をより具体化した2026年8月期までの中期の事業成長方針として、本日付で「事業計画及び成長可能性に関する事項 2022年10月」（以下、本中期経営計画と併せて「本中期経営計画等」といいます。）を公表しております。

本中期経営計画等（本日付で公表いたしました「事業計画及び成長可能性に関する事項 2022年10月」による更新内容を含みます。）は、当社のコア事業をさらに強化・安定させるとともに、これを活用して新たな事業を構築することにより、東証市場再編後のグロース市場において改めて成長の基盤固めをするべく策定したものです。

以上のとおり、新型コロナウイルスの感染拡大の影響や競争環境の激化といった要因による厳しい経営環境において、本中期経営計画等における各施策を具現化することで、中長期的に事業成長スピードを上げるためには、財務基盤を強化するとともに、更なる成長戦略を推し進めるための資金の調達が必要不可欠であり、本ファイナンスを実施することといたしました。

上記を踏まえ、本ファイナンスは、下記Ⅰ．4．（2）「調達資金の使途」に記載の資金使途に充当することを目的としております。なお、本ファイナンスにより調達した手取金の使途は、第4回新株予約権第三者割当ファイナンスでの手取金の使途（詳細は2021年4月19日付公表の「第三者割当により発行される新株式及び第4回新株予約権の発行並びにコミットメント条項付き第三者割当契約の締結に関するお知らせ」をご参照ください。）のうちの「財務基盤強化のための短期借入金及び長期借入金の返済資金」及び「既存事業の人員体制強化及び新規事業開発資金」の一部と重複しております。もっとも、2022年10月21日までに行使された第4回新株予約権の数は1,650個であり、調達額は約0.76億円にとどまっております（手取金の使途及び現時点における充当状況の詳細は下表をご覧ください。）。また、第4回新株予約権については、2021年11月26日付で行使価額が785円から下限行使価額である524円に修正されておりますが、現時点（2022年10月21日）の株価終値（402円）は当該行使価額を大きく下回っております。そのため、現在の株価水準が継続した場合には第4回新株予約権の行使は期待できない状況（なお、現在の行使価額は下限行使価額であるため、取締役会決議により行使価額を更に下方修正することで第4回新株予約権の行使を促進することはできません。）であり、また、仮に株価が現在の行使価額を上回る水準となり、第4回新株予約権の行使が進んだ場合にも、現在の行使価額は当初の行使価額である785円から524円に修正されているため、現在の行使価額を前提とした場合に実際に調達できる資金の額は当初の行使価額を前提として算出した調達予定額を大きく下回ることが見込まれます。

そのため、第4回新株予約権に係る手取金の使途のうち、「財務基盤強化のための短期借入金及び長期借入金の返済資金」に充当した約0.76億円以外は未調達となっており、また、本日時点におい

て今後第4回新株予約権の行使が進むことによる手取金調達の見込みは立っておりません。また、2022年8月末現在、現金及び預金が874百万円、借入金残高が601百万円となっており、運転資金の一部をこれらの借入金の返済に充当しつつ、財務状況の安定を損なわない範囲で成長投資を実施した場合、本中期経営計画等のもとの成長戦略に遅れが生じる可能性があります。

(第4回新株予約権に係る手取金の使途)

具体的な使途	金額(千円)	支出予定時期
① 財務基盤強化のための短期借入金及び長期借入金の返済資金	304,110 (充当済金額: 76,222)	2021年5月～ 2022年4月
② 既存事業の人員体制強化並びに新規事業開発資金	100,621	2021年5月～ 2023年4月
③ 運転資金	86,163	2021年5月～ 2023年4月

かかる状況のもと、第4回新株予約権の発行に際して想定していた調達資金につき不足が見込まれる部分につき、本ファイナンスによる資金調達により補うとともに、下記のとおり更なる成長戦略を推し進めていくために追加で必要となった資金の調達を目指すものであります。具体的には、第4回新株予約権発行に係る手取金の使途として掲げていた「既存事業の人員体制強化及び新規事業開発資金」に関しては、フリーペーパー事業では引き続き合計4名の人員増強を予定しているものの、WEB事業、求人媒体事業、業者紹介サービス事業等については、成長スピードの更なる加速拡大を目指し、当初想定していた合計3名に5名を加え、合計8名の人員増強を図る方針です。なお、本ファイナンスによる資金調達結果に関わらず、本中期経営計画等における中長期の成長目標達成のための必要投資として2023年8月期は12百万円、2024年8月期は142百万円、2025年8月期は84百万円の投資を予定しております。なお、本ファイナンスに係る調達資金の具体的な使途については、下記I. 4. (1)「調達する資金の額、使途及び支出予定時期」をご参照ください。

本中期経営計画等における投資予定内訳(百万円)

	2023年8月期	2024年8月期	2025年8月期
人員の増強費用	2	62	47
システム開発費用	10	76	31
発行エリア拡大費用	-	4	6

① 収益獲得が見込める領域の営業力強化

本中期経営計画等における成長戦略を確実に推進するために当社が必要と考える強化ポイントのうち「コア事業(新聞等発行事業、折込チラシ配布事業)による安定収益の確保」、「WEB事業の強化」、「ヒューマンリソース事業の継続発展」、「マッチング事業の拡大」及び「未来投資」の各領域(以下「重点領域」といいます。)における営業力強化のための人材獲得資金(採用費及び人件費)に充当することで、営業力の強化、具体的には当社の新聞等の発行エリアごとに1名以上の専属担当者を配置することで顧客フォロー態勢の改善(顧客継続率の向上)や顧客との接点増加(新規顧客開拓増)が見込まれ、さらなる収益力の向上を図るものであり、かかる領域への投資が当社の成

長戦略の鍵になるものと考えております。

② DX 関連事業の積極推進

重点領域においては、営業力強化のみならず、IT 投資を実施し、顧客及び営業を軸とする各種トランザクションのデータベースを構築し、これを有効活用することによって、紙媒体と WEB 媒体の相乗効果により、事業効率を格段に向上させることができる可能性を有しております。また、これまで運営してきたコミュニティサイト「チイコミ！」を一新し、「チイコミ！」への機能追加を含む WEB サイトリニューアルを行うことで、主力事業である紙媒体との相乗効果を図り、既存事業の価値をさらに鮮明に打ち出すことができるものと考えております。

③ 新聞等発行业の対象エリアの拡張

当社の基盤事業である新聞等発行业の対象エリアは千葉・埼玉・茨城の首都圏3県であり、その中でも事業効率等に鑑み厳選したエリアを対象としています。当社では、発行号ごとの利益率を KPI とし、エリアの再編も実施しております。一方、収益化を見込むことができる「未開のエリア」も存在するため、新聞等発行业の新規エリアへの拡張戦略を進めてまいります。

④ 財務基盤強化のための長期借入金の返済資金

当社の財務の健全化を図るうえで借入債務と現預金のバランスを注視しておりますが、新型コロナウイルス感染症拡大の影響に伴い、現預金に対する借入債務の割合が増加しています。そこで、運転資金の一部として使用していた借入金の返済に充当することで金利負担コストを軽減し、財務構造の健全化を図ることができるものと考えております。

(2) 本ファイナンスを選択した理由

当社は、本ファイナンスの決定に際し、当社の財務状況、当社株式の株価推移及び流動性、既存株主の皆様に対する影響、資金調達の実現性という観点から、本ファイナンスと他の資金調達方法について慎重に比較検討を行いました。その結果、本ファイナンスは、既存株主の皆様に対する希薄化の影響に配慮しつつ、当社が必要とする資金を調達できることから、現時点の当社において最良の資金調達方法と考えられるものとして選択いたしました。

なお、当社は、エンジェル・トーチ社から、当社の資本政策について助言を受けております。エンジェル・トーチ社は、株式会社ADワークスグループ（代表者：代表取締役社長 CEO 田中秀夫 所在地：東京都千代田区内幸町二丁目2番3号 日比谷国際ビル5階。以下「ADWG」といいます。）の『ファイナンス・アレンジメント事業』構想の中軸として CVC 事業を展開するADWGの100%子会社であり、当社は、本ファイナンスの選択にあたり、エンジェル・トーチ社からの助言を勘案した上で、以下のとおり検討を行いました。

① ノンコミットメント型ライツ・オフリングを採用した理由

ライツ・オフリングとは、一定の日における発行会社以外のすべての株主に対し、その保有する発行会社株式の数に応じて新株予約権を無償で割り当て、当該新株予約権の行使に際して払い込まれる資金を調達する手法であり、その他のエクイティ・ファイナンスと比較して、「株式増加に伴う希薄化の影響という視点では、既存株主に対して平等な選択機会が提供できること」及び「時

価総額に対する調達規模（割合）という観点からは比較的大規模な資金の調達が可能であること」等の特長を有した資金調達手法であると考えております。ライツ・オフリングにおいては、株主に無償で割り当てられた新株予約権は、東京証券取引所に上場されるため、行使を望まない株主は、市場で新株予約権を適切な価格で売却し、その経済的対価を受領することができるため、新株予約権の無償割当てにより自らが保有する株式の株式価値に希薄化が生じたとしても、当該不利益の全部又は一部を補うことが可能となります。

② ディープディスカウントによらずに実施する理由（株価及び株主価値希薄化への配慮）

ライツ・オフリングは、すべての株主に等しく新株予約権が割り当てられ、会社法上の有利発行規制の制約がかからない中で、行使価額の水準に関係なく無償で発行することができるため、行使価額は新株予約権の行使を促すインセンティブとしての効果が見込める水準まで発行会社の裁量で大きくディスカウントされることが一般的です。ディスカウント率の大きさは既存株主の保有株式の株価下落を理論的に内包することとなり、ライツ・オフリングでは新株予約権の無償割当てを受けた既存株主は、当該新株予約権を市場で売却することができるものの、仮に新株予約権の市場価格が理論値（普通株式の時価－新株予約権の行使価額）を大きく下回るようなケースでは、既存株主が新株予約権を売却したとしても、普通株式の株価下落による経済的価値の毀損を補填することができないこととなります。従って、このような場合には、既存株主は、上記経済的価値の毀損を回避するためには新株予約権を行使するほかに、株主に新株予約権の行使を事実上強制するという要素は完全に排除されているとはいえないこととなります。そして、特にライツ・オフリングにおける行使価額のディスカウント率が高い場合において、このようないわゆる「行使に係る事実上の強制要素」が顕在化した場合には、ディスカウント率が高いために理論的な株価の下落幅が大きく、新株予約権の行使を行わない既存株主の経済的価値を大きく毀損する可能性があるものと当社は考えております。

そこで、ライツ・オフリングの特性を活かしながら、当社普通株式の株価下落による影響を極力抑制する観点から、本新株予約権の行使価額は、原則として発行決議日前日株価と同額とし、条件決定日株価に0.9を乗じた額（条件決定日基準価額）が発行決議日前日株価を下回った場合（402円未満となる場合）には条件決定日基準価額といたします。

このように、本新株予約権の行使価額は、原則として発行決議日前日株価と同額であり、この場合には発行決議日の前営業日の終値からのディスカウントはなく、また、条件決定日基準価額が発行決議日前日株価を下回ったことにより、本新株予約権の行使価額が条件決定日基準価額となる場合であっても、本新株予約権の行使価額は、条件決定日の終値からのディスカウント率は10%であり、一般的なライツ・オフリング（過去の日本におけるライツ・オフリング実施例32件のうち、14件がディスカウント率50%以上）と比べるとディスカウント率が低く設定されています。そのため、新株予約権の行使価額のディスカウントに伴って設計論理上織り込まれる株価下落の影響（即ち株式数の増加の影響などまで含むものではありません）は限定的といえ、既存株主の皆様においては株価下落のリスクの下、新株予約権の行使を事実上強制する要素に過度にとらわれることなく、新株予約権の行使又は売却のいずれかの判断の選択が可能となるものと考えています。

③ その他の資金調達方法の検討について

ライツ・オフリングは「株式増加に伴う希薄化の影響という視点で、既存株主に対して平等な

選択機会が提供できること」及び「時価総額に対して比較的大規模な資金の調達が可能であること」の2点において、以下 ii から iv に記載したその他のエクイティ・ファイナンスのいずれとの比較においても、現在の当社において、より適当な資金調達手法であると考えております。

その前提を踏まえた上で、本ファイナンス以外の他のファイナンスの検討については以下のとおりです。

i. 金融機関からの借入れ

金融機関からの借入れによる資金調達は、現在の金利情勢を鑑みると、資本金に比較して低コストで調達できるものの、当社の借入金の高残状況や財務内容等を総合的に鑑みれば、資金の調達について金融機関からの借入れに依存することは財務状況の悪化を招く可能性があるため、負債性資金による調達よりも資本金による調達が望ましいと考えております。よって、上記方針を踏まえ、今回は金融機関からの借入れを除外することといたしました。

ii. 公募増資

公募増資については、有力な資金調達手法ではあるものの、「③その他の資金調達方法の検討について」で冒頭に記載のとおり、当社が調達を要する資金の額に鑑みると、大型の公募増資を実施することが必要となる場合、その場合には、1株あたり時価の理論値の下落だけではなく、公募増資における既存株主は普通株式を引受ける権利が与えられないことから、ライツ・オファリング等の株主割当の手法による資金調達と比べて既存株主に与える影響が大きくなる可能性があるため、資金調達手法の候補からは除外することとしました。

iii. 株式、転換証券及び新株予約権を用いた第三者割当増資

公募増資と同様に、株式及び新株予約権を用いた第三者割当増資については、現時点で当社が調達を要する資金の額を鑑み、資金調達手法の候補からは除外することといたしました。

新株予約権付社債などの転換証券については、将来的な株価変動により株式への転換時において発行される株式数が変動する可能性があり、既存株主への影響が不透明であることから、資金調達手法の候補として望ましいものではないと判断し、資金調達手法の候補からは除外しております。

iv. 非上場型の新株予約権の無償割当て・募集株式の株主割当て

新株予約権を上場させない非上場型の新株予約権の無償割当てについては、ライツ・オファリングと同様、株主の保有割合に応じて割当てがなされるため、既存株主に対して「既存株式1株あたりの利益の低下」「既存株式1株あたりの議決権比率の低下」「既存株式1株あたりの純資産の低下」による希薄化の影響が比較的少ない資金調達手法と考えますが、新株予約権を売却する機会が確保されていないため、結果的には新株予約権を行使することを希望しない株主が希薄化に伴う影響を回避する選択肢は限定的であり、当社が考える既存株主の利益保護を最優先させるという点において、既存株主の利益に鑑みると、必ずしも望ましい方法ではないと考え、除外することとしました。

募集株式の株主割当ては、非上場型の新株予約権の無償割当てと同様、既存株主の保有割合に応じて割当てがなされるため、希薄化による影響が比較的少ない資金調達手法ですが、株主に付与される株式の割当てを受ける権利が、法律上譲渡が予定されていないと解されていることから、払込みに応じていただけない株主にとっては選択肢が限定的となり、既存株主の利益に鑑みると、

同様に望ましい方法ではないと考え、除外することとしました。

なお、非上場型新株予約権の無償割当て、募集株式の株主割当てのいずれの場合においても、既存株主は、発行企業に対し、株主の資力を投じる又は投資機会を放棄する以外の選択はなく、すなわちそれは、資金調達を行う企業にとってもライツ・オフアリングよりも調達する資金が小さくなる可能性を否定できないと考えます。

v. コミットメント型ライツ・オフアリング（一部コミットメント型を含む）

ライツ・オフアリングには、特定の証券会社との間で、一定期間内に行使されなかった新株予約権について、その全てを特定の証券会社が引き受けた上でそれらを行使することを定めた契約を締結する、コミットメント型といわれるスキームがあり、このようなスキームを採用した場合、発行会社側として資金調達額が当初想定していた額に到達せず、又はそれにより想定していた資金使途に充当できないこととなるリスクを低減させることができます。また、「引受証券会社による引受に際しての厳正な審査を経ることにおける信頼性の向上」や「未行使新株予約権を引受証券会社が全て行使することによる資金調達の確実性」という点から優れている面がありますが、一方で、引受証券会社が、行使されなかった新株予約権を取得し、行使価額を払い込んで行使しなければならないリスク（いわゆる引受けリスク）を負うことになるため、行使価額については、引受証券会社における引受リスクの低減の観点から、ノンコミットメント型ライツ・オフアリングと比べて更に普通株式の時価から相当程度低く設定することが要請されると想定されます。

上記のとおり、ライツ・オフアリングにおいては、既存株主は、新株予約権を行使しない場合であっても、株式価値の希薄化により生じる不利益の全部又は一部を、新株予約権を売却し一定の経済的利益を得ることによって補うことができるという特長を有してはおりますが、新株予約権を市場で適切に売却できない場合には、株価下落による既存株主の経済的価値の毀損を補填することができないこととなります。このように新株予約権を市場で適切に売却する、もしくは期間満了に伴って取得されることを待つ、ということで経済的価値の毀損を補填することができない場合には、株主は新株予約権を行使することにより上記経済的価値の毀損を回避するしかないため、その意味では、株主に新株予約権の行使を事実上強制するという要素は完全に排除されているとはいえないこととなります。特に行使価額のディスカウント率が高くなる傾向にあるコミットメント型ライツ・オフアリングにおいて、このようないわゆる「行使に係る事実上の強制要素」が顕在化した場合には、既存株主の経済的価値を特に大きく毀損する可能性があるものと当社は考えております。従って、資金調達方法の候補からは除外することといたしました。

3. ノンコミットメント型ライツ・オフアリング（上場型新株予約権の無償割当て）の日程

日程	内容
2022年10月24日（月）	取締役会決議 本新株予約権無償割当てに係る有価証券届出書提出
2022年11月9日（水）	本新株予約権無償割当てに係る届出の効力発生日（予定）
2022年11月24日（木）	本株主総会開催日（予定）（注）
2022年11月24日（木）	本新株予約権無償割当ての総株主通知請求（予定）
2023年3月31日（金）	2023年8月期第2四半期決算短信公表（予定）
2023年4月3日（月）	条件決定日（行使価額の確定日）
2023年4月10日（月）	株主確定日（予定）

	※本新株予約権の割当対象となる株主の確定日
2023年4月11日(火)	本新株予約権無償割当ての効力発生日
2023年4月11日(火)	本新株予約権上場日(予定) (東京証券取引所より後日発表) 本新株予約権行使期間の初日(予定)
2023年4月25日(火) 目処	本新株予約権の株主割当通知書送付日(予定)
2023年6月5日(月)	本新株予約権の市場での売買最終日(予定) ※売買注文の受付最終日には取引先の証券会社ごとに異なる場合があります。
2023年6月6日(火)	本新株予約権上場廃止日(予定)(東京証券取引所より後日発表)
2023年6月9日(金)	本新株予約権行使期間の最終日(予定)

(注) 新株予約権の無償割当ての実施は、会社法上、取締役会による決議事項とされており、株主総会の承認を得ることは要請されておりませんが、本ファイナンスにおいては、(i) 本新株予約権の行使にあたり当社株主からの資金拠出が必要になること、(ii) 東京証券取引所の有価証券上場規程第304条第1項において、新株予約権証券の上場について、株主総会決議等による株主の意思確認等の増資の合理性に係る評価手続きが求められていることなどの理由から、当社はより充実した情報提供とそれに基づく株主の承認を経ることが必要であると考え、本株主総会において、本ファイナンスの実施に関して、当該株主総会にご出席(書面投票を含みます。)された株主の過半数の承認を得ることを条件として、本ファイナンスを実施することといたしました。

4. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期

(1) 調達資金の額(差引手取概算額)

本ファイナンスによる資金調達額は、本新株予約権の行使価額及び本新株予約権の行使状況により変動いたします。以下は、本新株予約権の行使比率を40%と仮定した場合(本新株予約権の総数2,072,033個のうち、828,813個分が行使された場合)における払込金額の総額、発行諸費用の概算額及び差引手取概算額を記載しております。なお、行使比率を40%とする仮定については、本新株予約権の最終的な行使比率につき、過去5年間に日本において実施されたノンコミットメント型ライツ・オファリング(いわゆるノンディスカウント型とそうではないものの双方を含みます。)における行使比率が10%台から80%台に分布していること等を考慮して設定しております。また、以下の発行諸費用のうち、本ファイナンスにおけるリーガルカウンセルとしての弁護士費用、本新株予約権の上場に関する取引所手数料、ほふり手数料、IRや株主対応費用、名簿管理人手数料については本新株予約権の行使率に関わらず発生するものとなります。

なお、本ファイナンスによる当社の資金調達額は、行使価額が発行決議日前日株価と同額で、かつ、本新株予約権が全て行使された場合に最大になり、その額は下記「【ご参考】(行使比率が100%の場合)」記載のとおりです。

(行使比率が40%の場合)

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
333,182,826	29,000,000	304,182,826

(注) 1. 上記の払込金額の総額は、本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額で

あり、行使価額が発行決議日前日株価と同額で、かつ、本新株予約権の総数の 40% (本新株予約権の総数 2,072,033 個のうち、828,813 個) が行使されたと仮定した場合の金額です。また、2022 年 10 月 21 日現在の当社の発行済株式総数 (当社が保有する当社普通株式の数を除く。) を基準として算出した見込額です。

2. 発行諸費用の概算額は、2022 年 10 月 21 日時点の概算額です。
3. 発行諸費用の内訳
 - ・取引所手数料・名簿管理人手数料・ほふり手数料等 : 700 万円
 - ・I R・株主対応(コールセンター)・弁護士等費用等 : 1,800 万円
 - ・登記費用等 : 400 万円
4. 本新株予約権の全部若しくは一部につき行使期間内に行使が行われない場合又は条件決定日基準価額が 402 円未満となる場合には、払込金額の総額、発行諸費用の概算額及び差引手取概算額は減少いたします。

【ご参考】

(行使比率が 100%の場合)

払込金額の総額 (円)	発行諸費用の概算額 (円)	差引手取概算額 (円)
832,957,266	32,000,000	800,957,266

(注) 1. 上記の払込金額の総額は、本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額であり、行使価額が発行決議日前日株価と同額で、かつ、本新株予約権が全て行使されたと仮定した場合の金額です。また、2022 年 10 月 21 日現在の当社の発行済株式総数 (当社が保有する当社普通株式の数を除く。) を基準として算出した見込額です。

2. 発行諸費用の概算額は、2022 年 10 月 21 日時点の概算額です。
3. 発行諸費用の内訳
 - ・取引所手数料・名簿管理人手数料・ほふり手数料等 : 800 万円
 - ・I R・株主対応(コールセンター)・弁護士等費用等 : 1,800 万円
 - ・登記費用等 : 600 万円
4. 本新株予約権の全部若しくは一部につき行使期間内に行使が行われない場合又は条件決定日基準価額が 402 円未満となる場合には、払込金額の総額、発行諸費用の概算額及び差引手取概算額は減少いたします。

(2) 調達資金の使途

本ファイナンスによって調達した資金は、上記 I. 2. (1)「資金調達の目的及び理由」に記載のとおり、①「収益獲得が見込める領域の営業力強化」、②「DX 関連事業の積極推進」、③「新聞等発行事業の対象エリアの拡張」、④「財務基盤強化のための長期借入金の返済資金」にそれぞれ約 111 百万円、約 117 百万円、約 10 百万円及び約 66 百万円を充当する予定です。なお、本新株予約権の行使価額及び実際の行使比率の状況によっては、実際の資金調達額 (差引手取概算額) は約 304 百万円から増減しますが、その差額は、①「収益獲得が見込める領域の営業力強化」への投資額を増減させることで調整いたします。上記差引手取概算額の支出時期までの資金管理については、銀行預金により安定的に運用する予定です。

なお、想定どおりの資金調達ができなかった場合には、不足分については金融機関からの借入れによる充当を目指しつつも、①「収益獲得が見込める領域の営業力強化」の一環としての「WEB 事業の強化」、「ヒューマンリソース事業の継続発展」及び「マッチング事業の拡大」における人材獲得への投資を優先して実行いたします。

① 収益獲得が見込める領域の営業力強化

当社は本中期経営計画等における施策の実現に向けて、収益獲得が見込める領域に人的資源及び資金を集中する必要があります。当社では、I. 2. (1) ①「収益獲得が見込める領域の営業力強化」に記載の5つの重点領域、すなわち「コア事業による安定収益の確保」、「WEB事業の強化」、「ヒューマンリソース事業の継続発展」、「マッチング事業の拡大」及び「未来投資」において、それぞれ営業力強化のための人材獲得を行うための資金（採用費及び人件費）として、2025年8月期までに合計約111百万円を充当する予定です。

「コア事業による安定収益の確保」

当社のコア事業である新聞等発行事業及び折込チラシ配布事業による収益確保を指しており、配布エリアに専属の担当者を配置することで営業活動の質・量を向上させることができ、安定収益の確保につながります。

「WEB事業の強化」

コミュニティサイト「チイコミ！」への広告出稿の強化を指しており、現在運営している「チイコミ！」をリニューアルすることで地域情報のコンテンツ数の拡大、動画コンテンツの機能新設等を予定しており、広告出稿を提案する営業担当者と「チイコミ！」内のコンテンツを作成する担当者を補強することで、「チイコミ！」のサービス利用者を増加させることにつながります。

「ヒューマンリソース事業の継続発展」

求人媒体「Happiness」への広告出稿に加え、求人イベント・人材紹介といった新たなサービス展開を2023年8月期に本格化させる予定です。同事業部門の人員を補強し、新たなサービスに専属での担当者を置くことで、早期にサービスを軌道に乗せ、収益の向上につながります。

「マッチング事業の拡大」

優良事業者の紹介サービスを展開しており、現在10ジャンルを大きく3つに区分けしています。それぞれの区分けで新ジャンルを開発することが事業成長の鍵となっており、同事業部門に人員を補強することで、新ジャンルの開発に力を注ぐ人員を確保し、収益の向上につながります。

「未来投資」

新たにtoC向けサービスとしてEC事業の開発を検討しており、事業スタートにあたって専属の人員補強を想定しております。また、顧客情報・ユーザー情報のデータベース化を進めており、データベースが完成した後に、これらの情報を活用して営業活動の効率化・商品化を検討するための専門人員の補強を想定しております。

各重点領域の内訳は、大要以下のとおりです。

対象領域	コア事業による安定収益の確保	WEB事業の強化	ヒューマンリソース事業の継続発展	マッチング事業の拡大	未来投資	計
想定採用人数	4	2	3	3	2	14
金額	27百万円	15百万円	24百万円	19百万円	26百万円	111百万円

② DX関連事業の積極推進

当社の属するフリーペーパー・フリーマガジン市場は、紙媒体を中心とする人的営業による事業

展開がもつぱらの体質であり、いきおい DX は他の業種業界と比較しても後れを取っていると言わざるを得ません。もっとも、当社はこの状況を機会ととらえており、紙媒体と WEB 媒体はトレードオフの関係ではなく、共存し相乗するものであると考えております。その機会を収益と成長に変えるためには、現在各部門で別々に管理されている顧客情報及びユーザー情報を集約し、データベース化することが喫緊の課題であり、かかるトランザクション・データベース構築のための開発費用として 2025 年 8 月期までに、約 12 百万円を充当する予定です。

また、コミュニティサイト「チイコミ！」を一新するために、WEB ならではの検索性・利便性と、地域密着媒体を発行しているからこそ得られるニッチな情報を組み合わせ、さらに動画コンテンツを取り入れながら発信することで、より地域密着で、より地域の魅力を感じることができるような、地域の利用者にとって必要不可欠な WEB プラットフォームの構築を目指しております。「チイコミ！」のリニューアルは 2023 年 8 月期から実施いたしますが、より良いサービスを目指すためには、アプリ開発のほか、業者マッチング機能、オンライン学習サービス機能等の新機能の開発又は追加が売上の拡大には必須であり、かかる「チイコミ！」への機能追加を含む WEB サイトリニューアルのための開発資金として、2025 年 8 月期までに、約 105 百万円を充当する予定です。

③ 新聞等発行事業の対象エリアの拡張

対象エリアの拡張は相応の労力を要するものですが、成功すれば大きなブレイクスルーをもたらすことはこれまでの経験から明らかであります。当社は目下、対象エリアである千葉・埼玉・茨城の首都圏 3 県において、事業効率の観点から範囲を厳選し再編も行っておりますが、一方で地域の人口動態は様々な要因によって変化し続けるものであることから、魅力的な「未開のエリア」が近傍に存在するのも事実です。こうしたエリアを開拓し拡張する際には、当地での配布網の開拓、マーケティングによる需要予測、エリア進出時の広告宣伝、営業拠点の開設等が必要となります。「未開のエリア」への拡張にあたっては、需要を把握する意味でも、「ちいき新聞」に限らず、四半期ごとの季刊誌や幼稚園や中学校向けなどターゲットを絞った媒体の発行等にも取り組んでまいります。2025 年 8 月期までに、2 エリアのエリア数増加を目指し、このような「未開のエリア」での活動拡大のための配布員の募集費用、当該エリアの調査にかかる委託費用、プレ発行等に係る印刷費用等として、約 10 百万円を充当する予定です。

④ 財務基盤強化のための長期借入金の返済資金

当社は、更なる成長戦略推進を目的とする上記①乃至③の調達資金の用途に加えて、自己資本比率等の経営指標を高め、財務の健全化を目指すことも同じく重要であると考えております。当社は財務の健全化を図るうえで借入債務と現預金のバランスを注視しておりますが、新型コロナウイルス感染症拡大の影響に伴い、現預金 874 百万円（2022 年 8 月末現在）に対して借入債務 601 百万円と借入債務の割合が増加しています。そこで、運転資金の一部として使用していた借入金の繰上返済に充当することで金利負担コストを軽減し、財務構造の健全化を図るため、2025 年 8 月期までに、約 66 百万円を長期借入金の返済に充当する予定です。

5. 資金用途の合理性に関する考え方

当社は、本ファイナンスにより調達する資金について、上記 4. 「調達する資金の額、用途及び支出予定時期」に記載した用途に充当することを予定しております。当社は、このような投資によって、

財務基盤を強化するとともに、本中期経営計画等のもとでの更なる成長戦略を推し進めることで、当社の企業価値、ひいては株式価値向上に繋がるものであるため、当該資金の用途には合理性があると判断しています。

6. 発行条件の合理性

本ファイナンスにおける新株予約権の割当数、本新株予約権1個あたりの交付株式数、行使価額につきましては、第一に既存株主の保有する株式価値への影響を考え、その他、上記の差引手取概算額、当社の業績動向、財務状況、直近の株価動向等及び既存の株主による本新株予約権の行使の可能性等も勘案して決定いたしました。

その結果、割当数につきましては、当社普通株式1株につき本新株予約権1個を割り当てることとし、本新株予約権の行使により当社株式1株が交付されることとしております。また、本新株予約権1個あたりの行使価額につきましては、上記のとおり、エクイティ・ファイナンスに伴う株価下落による影響を可能な限り抑制する観点から、発行決議日前日株価と同額の402円としております（但し、条件決定日基準価額が、発行決議日前日株価を下回った場合（402円未満となる場合）には、条件決定日基準価額と同額といたします。）。

本ファイナンスは当社の企業価値、ひいては株式価値向上を目的として実施するものであり、かつ、行使価額を原則として発行決議日の前営業日における当社普通株式の終値と同額とし、条件決定日基準価額が発行決議日前日終値を下回った場合には条件決定日基準価額を行使価額とする新株予約権を無償で割り当てるといふ本ファイナンスは、上記「I. 本ファイナンスについて (2) 本ファイナンスを選択した理由 ②ディープディスカウントによらずに実施する理由（株価及び株主価値希薄化への配慮）」に記載のとおり、新株予約権の行使価額のディスカウントに伴って設計論理上織り込まれる株価下落の影響は限定的であるといえ、既存株主への経済的不利益を極力抑制するための配慮もなされていること等を総合的に勘案し、その発行条件については合理的であると考えております。

7. 潜在株式による希薄化情報等

(1) 潜在株式による希薄化情報

2022年10月21日現在における当社の発行済株式数は2,072,500株であり、自己株式467株を差し引いた数2,072,033株と同数の2,072,033個の新株予約権が、本ファイナンスにおいて発行される見込みです。従って、本新株予約権が全て行使された場合に発行される当社普通株式の見込数は2,072,033株となり、発行済株式総数に対する本新株予約権に係る潜在株式数の比率は99.97%となります。

本新株予約権は各株主の皆様が保有する株式数に応じて割り当てられます（2023年4月10日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主の皆様には、2023年4月25日頃に、本新株予約権に関する株主割当通知書が、各株主の皆様がお取引のある証券会社にご登録いただいている住所宛に届く予定です。）。なお、本新株予約権は東京証券取引所への上場を予定しているため、本新株予約権の行使を希望しない場合には、本新株予約権を市場で売却することができます。但し、割り当てられた本新株予約権の行使又は売却を行わなかった場合には、当該株式価値について希薄化が生じる可能性又は当該希薄化により生じる不利益の全部若しくは一部を補う機会を失う可能性がありますのでご注意ください。

なお、本ファイナンスにおいては、本新株予約権の行使価額を、発行決議日前日株価と同額（但し、

条件決定日基準価額が、発行決議日前日株価を下回った場合（402 円未満となる場合）には、条件決定日基準価額と同額といたします。）としていることから、本ファイナンスが与える当社普通株式の株価への影響は、従前の行使価額の大幅なディスカウントを伴うライツ・オファリングに比し、限定的と判断しております。

(2) 発行済株式数及び潜在株式数の状況（2022 年 10 月 21 日現在）

	株式数	発行済株式数に対する比率
現時点における発行済株式数	2,072,500 株	100%
現時点における潜在株式数（注 1）	472,000 株	22.77%
本新株予約権に係る潜在株式数（見込数）（注 2）	2,072,033 株	99.97%（注 3）

（注 1）現時点における潜在株式数は、2021 年 5 月 6 日を割当日としたマイルストーン・キャピタル・マネジメント株式会社を割当先とする第三者割当により発行した第 4 回新株予約権に係るものです。

（注 2）本新株予約権の行使期間内に本新株予約権の行使が行われなかった場合には、発行される普通株式数は減少いたします。

（注 3）本新株予約権の行使比率を 40%（本新株予約権に係る潜在株式数 828,813 株）と仮定した場合には、発行済株式総数に対する比率は 39.99%となります。

8. 筆頭株主の動向

筆頭株主であるエンジェル・トーチ社（2022 年 10 月 21 日現在において当社の発行済株式総数の 29.99%を保有）より、本ファイナンスにより割り当てられる本新株予約権については、自らの投資判断のもと当社の株価推移を見ながら行使をする意向であるとの報告を受けております。具体的には、本新株予約権の行使期間中の当社株価が、条件決定日において確定する本新株予約権の行使価額を一定程度上回る水準で推移し、かつ、その他エンジェル・トーチ社の経済的利益を損なうような特段の事情がない場合には、最大でエンジェル・トーチ社に割り当てられた本新株予約権の全部を行使する意向であるとのことです。しかしながら、エンジェル・トーチ社による本新株予約権の行使は、行使期間中における当社株価の動向その他様々な事情を総合的に考慮した、その時点における同社自身の投資判断によるところであり、当社がこれを強制することはできないため、現時点でエンジェル・トーチ社が行使する本新株予約権の具体的な数は不確定です。なお、エンジェル・トーチ社は、本新株予約権の行使に必要な資金を確保するため、本新株予約権の株主確定日以降、当社株式の流動性に悪影響を及ぼさない範囲で、現時点で同社が保有する普通株式を市場において売却する可能性があることを口頭で確認しております。

9. 行使状況の公表方法

本新株予約権の行使期間内における発行済株式総数の公表につきましては、行使期間中は日々の発行済株式総数を正確に認識することが困難であること、また、新株予約権の行使請求受付の時点と発行済株式総数の記録時点に時間差が生じるため、公表する数値としては正確性に乏しいとの当社判断により、公表いたしません。なお、行使期間が終了した後、行使結果及び発行済株式総数について 2022 年 6 月下旬を目処に公表する予定であります。

(ご参考) 証券保管振替機構「新株予約権・新投資口予約権行使請求の取次状況の公表」

https://www.jasdec.com/reading/rai_pubinfo.php

10. 増資の合理性に係る評価手続きの内容

新株予約権の無償割当ての実施は、会社法上、取締役会による決議事項とされており、株主総会の承認を得ることは要請されておきませんが、本ファイナンスにおいては、(i) 本新株予約権の行使にあたり当社株主からの資金拠出が必要になること、(ii) 東京証券取引所の有価証券上場規程第304条第1項において、新株予約権証券の上場について、株主総会決議等による株主の意思確認等の増資の合理性に係る評価手続きが求められていることなどの理由から、当社はより充実した情報提供とそれに基づく株主の承認を経ることが必要であると考え、本株主総会において、本ファイナンスの実施に関して、当該株主総会にご出席(書面投票を含みます。)された株主の過半数の承認を得ることを、本ファイナンスの実施の条件とすることといたしました。なお、本ファイナンスでは、本新株予約権の行使価額は、原則として発行決議日前日株価と同額としますが、条件決定日基準価額が発行決議日前日株価を下回った場合(402円未満となる場合)には条件決定日基準価額とすることとされているため、2022年11月24日開催予定の本株主総会で株主の皆様から承認を得る際には、本新株予約権の具体的な行使価額は確定していませんが、その決定方法は本日開催の取締役会において決議済みであり、事後的に変更されることはありません。

但し、本ファイナンスの実施の条件(本株主総会における本ファイナンスに係る議案の承認決議)を満たした場合であっても、東京証券取引所の「上場審査等に関するガイドライン」の規定に適合しない場合は、本新株予約権の上場が承認されないこととなります。この場合には、本ファイナンスの実施を中止いたします。

11. 今後の見通し

現在のところ、2022年10月12日付「2022年8月期 決算短信〔日本基準〕(非連結)」で公表いたしました2023年8月期の業績予想に変更はございません。

今後本新株予約権が行使され、調達資金の使途に従い業務を遂行することにより当社の業績への影響が生じた場合は、直ちに開示いたします。

12. その他投資者が会社情報を適切に理解・判断するために必要な事項

(1) 各株主様のお取引について

本新株予約権が割り当てられた各株主様におかれましては、本新株予約権の行使による当社普通株式の取得又は東京証券取引所等を通じた本新株予約権の売却のいずれかの方法をとることが可能となっております。具体的な手続きにつきましては、本日公表の「ノンコミットメント型ライツ・オフリングに関するQ&A」をご参照ください。なお、本ファイナンスは行使期間内において行使も売却も行わずに保有を継続された新株予約権は失権(消滅)するスキームとなっておりますので、この点、株主様におかれましては、十分にご留意ください。

(2) 本新株予約権の買付け希望の株主様及び投資家様について

新たに本新株予約権の買付けを希望される株主様及び投資家様につきましては、まずは各自でお取引のある証券会社様までお問合わせください。お取引のある証券会社様で本新株予約権の買付け

に係る取次業務を受け付けていない場合は、他の証券会社様に新たに口座を開設していただく必要があります。詳細につきましては、「ノンコミットメント型ライツ・オファリングに関するQ&A」をご参照ください。

(3) 米国居住の株主による本新株予約権の行使について

米国居住株主につきましては、本新株予約権の売買は可能な一方で、本新株予約権の行使を制限させていただくこととなります。これは、米国居住株主による本新株予約権の行使を認めた場合に履行する必要がある米国当局に対する登録等の手続きに起因する当社の過剰な負担を回避する目的で行われるものですが、米国居住株主に対する当該制限については、株主平等の原則に抵触する可能性があることから、慎重に検討をいたしました。

かかる検討の結果、当社といたしましては、(i)米国居住株主による本新株予約権の行使を認めた場合に履行する必要がある米国当局に対する登録等の手続きに係るコストが極めて大きな負担となる一方で、(ii)本件においては、仮に米国居住株主による本新株予約権の行使を制限したとしても本新株予約権の上場によって流動性が確保されるため、当該株主様も市場取引を通じて一定の経済的利益の獲得を図れることに鑑み、当該制限は株主平等の原則に違反するものではないと判断いたしました。

13. 最近3年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況等

(1) 最近3年間の業績

	2020年8月期 (連結)	2021年8月期 (単体)	2022年8月期 (単体)
売上高(百万円)	3,258	2,788	2,887
営業利益又は営業損失(△) (百万円)	△292	△51	9
経常利益又は経常損失(△) (百万円)	△281	△50	7
親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失(△)(百万円)	△332	△87	8
1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△) (円)	△180.26	△46.60	4.43
1株当たり配当金(円)	-	-	-
1株当たり純資産額(円)	64.11	40.86	83.84

※売上高には、消費税等は含まれておりません。

※当社の連結子会社であった株式会社ショッパー社は、2021年8月期中に清算終了したため、2021年8月期及び2022年8月期については連結財務諸表を作成しておりませんので、単体における数値を記載しております。

※2022年8月期については、未監査のものであります。

(2) 最近3年間のエクイティ・ファイナンスの状況

第三者割当増資

発行期日	2021年5月6日
調達資金の額	50,004,500円
発行価額	1株につき785円
募集時における発行済株式数	1,843,800株
当該募集による発行株式数	普通株式 63,700株
募集後における発行済株式数	1,907,500株
割当先	マイルストーン・キャピタル・マネジメント株式会社に対する第三者割当方式
発行時における当初の資金用途	財務基盤強化のための短期借入金及び長期借入金の返済資金
発行時における支出予定時期	2021年5月～2022年4月
現時点における充当状況	財務基盤強化のための短期借入金及び長期借入金の返済資金に充当済

第4回新株予約権の発行

方法	第三者割当による新株予約権の発行
割当日	2021年5月6日
発行時における調達予定資金の額	503,389,250円（差引手取概算額：90,889,250円） ※第三者割当により発行された新株予約権が全部行使された場合における新株予約権の発行価額の総額と行使価額の総額の合計額
発行価額	総額3,344,250円（新株予約権1個につき525円）
行使価額	当初行使価額785円 行使価額は、本新株予約権の割当日の翌日から起算して6ヶ月を経過した日以降に開催される当社取締役会の決議により、当該決議が行われた日の直前取引日の当社普通株式の普通取引の終値の90%に相当する金額に修正することができる。但し、修正後の行使価額が、524円を下回ることはない。なお、上記に関わらず、直前の行使価額修正から6ヶ月以上経過していない場合には、当社は新たに行使価額修正を行うことはできない。
割当てた新株予約権の個数	6,370個
割当日における発行済株式総数	1,843,800株
割当先	マイルストーン・キャピタル・マネジメント株式会社
当該募集による潜在株式数	637,000株
現時点における行使状況	1,650個（注）
現時点における調達した資金の額	86,460,000円（差引手取概算額：76,222,150円）

発行時における当初の資金使途	① 財務基盤強化のための短期借入金及び長期借入金の返済資金 304,110,000 円 ② 既存事業の人員体制強化並びに新規事業開発資金 100,621,000 円 ③ 運転資金 86,163,000 円
発行時における支出予定時期	2021年5月以降
現時点における充当状況	現時点における調達した資金の全額を以下のとおり充当済。 ① 財務基盤強化のための短期借入金及び長期借入金の返済資金 (0.76 億円) ② 既存事業の人員体制強化並びに新規事業開発資金 (0 円) ③ 運転資金 (0 円)

(注) 現時点における行使状況については2022年10月21日現在の状況を記載しております。

(3) 最近の株価の状況

①過去3年間の状況(期末)

	2020年8月期	2021年8月期	2022年8月期
始値	819 円	730 円	409 円
高値	1,199 円	1,109 円	810 円
安値	403 円	640 円	388 円
終値	802 円	708 円	404 円

②最近6ヶ月の状況

	2022年5月	2022年6月	2022年7月
始値	405 円	401 円	428 円
高値	406 円	453 円	429 円
安値	389 円	394 円	395 円
終値	400 円	452 円	404 円
	2022年8月	2022年9月	2022年10月
始値	409 円	580 円	401 円
高値	810 円	638 円	426 円
安値	392 円	397 円	395 円
終値	600 円	401 円	402 円

(注) 2022年10月の株価については、2022年10月21日現在で表示しております。

③発行決議日前営業日における株価

	2022年10月21日
始値	400 円
高値	403 円
安値	400 円
終値	402 円

14. 発行要項

後記「発行要項」をご参照ください。

ご注意：

この文書（参考書面を含みます。）は、当社の第5回新株予約権の発行に関して一般に公表するための公表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

本新株予約権の行使、売買その他の投資判断につきましては、本書及び2022年10月24日付提出の有価証券届出書（URL：<http://disclosure.edinet-fsa.go.jp/>）を熟読された上で、株主又は投資家の皆様個人の責任において行う必要があることをご理解いただければと存じます。本書には、当社の財政状態又は業績等についての見通し、予測、予想、計画又は目標等の将来に関する記載が含まれております。これらの記載内容は、本書の作成時点における当社の判断又は認識に基づいておりますが、将来における実際の業績等は、様々な要因により、本書に記載された見通し等と異なる可能性がございますので予めご了承ください。

なお、本書は、日本国外における証券の募集又は購入の勧誘を構成するものではありません。本新株予約権の発行は、日本国外における証券法その他の法令（1933年米国証券法を含みます。）に基づく登録はされておらず、またかかる登録が行われる予定もありません。米国においては、1933年米国証券法に基づく証券の登録を行うか又は登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、証券の募集又は販売を行うことはできません。

【ご参考】

第5回新株予約権発行要項

1. 新株予約権の名称
株式会社地域新聞社 第5回新株予約権（以下「本新株予約権」という。）
2. 本新株予約権の割当ての方法
会社法第277条に規定される新株予約権無償割当ての方法により、2023年4月10日（以下「株主確定日」という。）における当社の最終の株主名簿に記載又は記録された当社以外の株主に対し、その有する当社普通株式1株につき本新株予約権1個の割合で、本新株予約権を割り当てる（以下「本新株予約権無償割当て」という。）。
3. 本新株予約権の総数
株主確定日における当社の発行済株式総数から同日において当社が保有する当社普通株式の数を控除した数とする。
4. 本新株予約権無償割当ての効力発生日
2023年4月11日
5. 本新株予約権の内容
 - (1) 本新株予約権の目的である株式の種類及び数
本新株予約権1個あたりの目的である株式の種類及び数は、当社普通株式1株とする。
 - (2) 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
各本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額（以下「行使価額」という。）は、本新株予約権1個あたり402円とする。ただし、2023年4月3日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（終値がない場合は、その翌営業日の終値）に0.9を乗じた額（小数点以下は切下げ）（以下「条件決定日基準価額」という。）が、402円未満となる場合は、条件決定日基準価額を行使価額とする。
 - (3) 本新株予約権の行使期間
2023年4月11日から2023年6月9日までとする。
 - (4) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
 - ① 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
 - ② 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
 - (5) 本新株予約権の譲渡制限
譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要しない。
 - (6) 本新株予約権の行使の条件
各本新株予約権の一部行使はできないものとする。

(7) 本新株予約権の取得事由

本新株予約権の取得事由は定めない。

6. 社債、株式等の振替に関する法律の適用

本新株予約権は、その全部について社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号。その後の改正を含む。以下「社債等振替法」という。）第163条の定めに従い社債等振替法の規定の適用を受けることとする旨を定めた新株予約権であり、社債等振替法第164条第2項に定める場合を除き、新株予約権証券を発行することができない。また、本新株予約権の取扱いについては、振替機関の定める株式等の振替に関する業務規程その他の規則に従う。

7. 本新株予約権の行使請求受付場所

東京都千代田区丸の内一丁目4番5号

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部

8. 本新株予約権の行使に際しての金銭の払込取扱場所

三菱UFJ信託銀行株式会社 本店営業部

9. 本新株予約権の行使の方法

(1) 本新株予約権を行使しようとする本新株予約権者は、直近上位機関（当該本新株予約権者が本新株予約権の振替を行うための口座の開設を受けた振替機関又は口座管理機関をいう。以下同じ。）に対して、本新株予約権の行使を行う旨の申し出及び払込金の支払いを行う。

(2) 直近上位機関に対し、本新株予約権の行使を行う旨を申し出た者は、その後これを撤回することができない。

(3) 本新株予約権の行使請求の効力は、行使請求に要する事項の通知が行使請求受付場所に到達し、かつ、当該本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額が払込取扱場所の当社の指定する口座に入金された日に発生する。

10. 米国居住株主による本新株予約権の行使について

米国居住株主は、本新株予約権を行使することができない。なお、「米国居住株主」とは、1933年米国証券法（U.S. Securities Act of 1933）ルール800に定義する「U.S. holder」を意味する。

11. 振替機関

株式会社証券保管振替機構

12. その他

(1) 上記各項については、当社第38期定時株主総会における本新株予約権無償割当てに係る議案の承認決議及び定款一部変更に係る議案の承認決議並びに金融商品取引法による本新株予約権無償割当てに係る届出の効力発生を条件とする。

(2) 上記に定めるもののほか、本新株予約権の発行に関し、必要な事項の決定は代表取締役社長に一任する。

以 上